



山形県公報

令和 7 年 7 月 25 日 (金)
第 624 号
~~~~~  
毎 週 火 ・ 金 曜 日 発 行

## 目 次

### 告 示

- 山形県総合文化芸術館の利用料金…………… (県民文化芸術振興課) ……793
- 公共測量の実施の通知…………… (農村計画課) ……802
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (最上総合支庁農村計画課) …… 同
- 土地改良区の役員の就任の届出…………… (置賜総合支庁農村計画課) …… 同
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (農村整備課) ……803
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知…………… (森林ノミクス推進課) …… 同
- 同…………… (同) …… 同
- 道路の区域の変更…………… (最上総合支庁建設総務課) ……804

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則…………… 同

#### 訓 令

- 職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令……………805

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則 6－3 (職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続) の一部を改正する規則……………807

## 告 示

### 山形県告示第564号

山形県総合文化芸術館条例 (平成30年 3 月県条例第36号) 第10条第 2 項の規定により、山形県総合文化芸術館 (山形魅力発信モールを除く。) の利用料金を次のとおり承認した。

令和 7 年 7 月 25 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 利用料金 (1) 施設

| 区分   |      |      | 金額           |                  |                   |                  |                   |                   |
|------|------|------|--------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|
|      |      |      | 午前 9 時から正午まで | 午後 1 時から午後 5 時まで | 午後 6 時から午後 10 時まで | 午前 9 時から午後 5 時まで | 午後 1 時から午後 10 時まで | 午前 9 時から午後 10 時まで |
| 大ホール | 全席使用 | 土曜日等 | 43, 100 円    | 62, 100 円        | 79, 900 円         | 105, 200 円       | 142, 000 円        | 185, 100 円        |

|            |        |         |         |         |         |          |                   |
|------------|--------|---------|---------|---------|---------|----------|-------------------|
|            | 上記以外の日 | 35,600円 | 53,200円 | 67,100円 | 88,800円 | 120,300円 | 155,900円          |
| 1階席及び2階席使用 | 土曜日等   | 34,400円 | 49,600円 | 63,900円 | 84,000円 | 113,500円 | 147,900円          |
|            | 上記以外の日 | 28,400円 | 42,500円 | 53,600円 | 70,900円 | 96,100円  | 124,500円          |
| 1階席のみ使用    | 土曜日等   | 30,100円 | 43,400円 | 55,900円 | 73,500円 | 99,300円  | 129,400円          |
|            | 上記以外の日 | 24,900円 | 37,200円 | 46,900円 | 62,100円 | 84,100円  | 109,000円          |
| ホワイエのみ使用   |        |         |         |         |         |          | 1平方メートル当たり<br>70円 |
| 小楽屋1       |        | 700円    | 900円    | 900円    | 1,600円  | 1,800円   | 2,500円            |
| 小楽屋2       |        |         |         |         |         |          |                   |
| 小楽屋3       |        | 400円    | 500円    | 500円    | 900円    | 1,000円   | 1,400円            |
| 小楽屋4       |        |         |         |         |         |          |                   |
| 中楽屋1       | 全部使用   | 600円    | 800円    | 800円    | 1,400円  | 1,600円   | 2,200円            |
|            | 分割使用   | 300円    | 400円    | 400円    | 700円    | 800円     | 1,100円            |
| 中楽屋2       |        | 400円    | 600円    | 600円    | 1,000円  | 1,200円   | 1,600円            |
| 中楽屋3       |        |         |         |         |         |          |                   |
| 大楽屋1       |        | 900円    | 1,200円  | 1,200円  | 2,100円  | 2,400円   | 3,300円            |
| 大楽屋2       |        | 700円    | 900円    | 900円    | 1,600円  | 1,800円   | 2,500円            |
| 大楽屋3       |        |         |         |         |         |          |                   |
| スタジオ1      |        | 5,200円  | 6,400円  | 6,400円  | 11,600円 | 12,800円  | 18,000円           |
| スタジオ2      | 全部使用   | 5,800円  | 7,000円  | 7,000円  | 12,800円 | 14,000円  | 19,800円           |
|            | 分割使用   | 2,900円  | 3,500円  | 3,500円  | 6,400円  | 7,000円   | 9,900円            |
| 練習室1       |        | 3,200円  | 3,900円  | 3,900円  | 7,100円  | 7,800円   | 11,000円           |
| 練習室2       |        | 1,700円  | 2,100円  | 2,100円  | 3,800円  | 4,200円   | 5,900円            |
| 練習室3       |        | 1,700円  | 2,000円  | 2,000円  | 3,700円  | 4,000円   | 5,700円            |
| 練習室4       |        | 500円    | 600円    | 600円    | 1,100円  | 1,200円   | 1,700円            |
| 会議室1       |        | 1,200円  | 1,400円  | 1,400円  | 2,600円  | 2,800円   | 4,000円            |
| 会議室2       |        |         |         |         |         |          |                   |
| 会議室3       |        |         |         |         |         |          |                   |
| ロビー        |        |         |         |         |         |          | 1平方メートル当たり<br>70円 |
| ピロティ       |        |         |         |         |         |          | 1平方メートル当たり<br>10円 |
| イベント広場     |        |         |         |         |         |          | 1平方メートル当たり<br>10円 |

## 備考

- この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日进行をいう。
- 大ホール（ホワイエのみを使用する場合を除く。次項において同じ。）の使用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収する入場の対価をいう。以下同じ。）を領収する場合において、入場料金の額が1,000円以上3,000円未満のときはこの表に掲げる額（以下この表において「基本額」とい

う。)の1.5倍に相当する額、入場料金の額が3,000円以上5,000円未満のときは基本額の2倍に相当する額、入場料金の額が5,000円以上7,000円未満のときは基本額の2.5倍に相当する額、入場料金の額が7,000円以上のときは基本額の3倍に相当する額とする。

- 3 専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用する場合は、全席を使用した場合の基本額の2分の1に相当する額とする。
- 4 大ホール（ホワイエのみを使用する場合に限る。）、ロビー、ピロティ及びイベント広場の使用面積が1平方メートル未満であるとき又は当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 5 算出した使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 6 利用時間がこの表に掲げる時間帯に満たない場合であって指定管理者が必要があると認めて使用するときの利用料金の額は、次のとおりとする。

| 区分   |            |        | 1時間当たりの利用料金の額 |
|------|------------|--------|---------------|
|      |            |        | 午前9時から午後10時まで |
| 大ホール | 全席使用       | 土曜日等   | 13,100円       |
|      |            | 上記以外の日 | 11,100円       |
|      | 1階席及び2階席使用 | 土曜日等   | 10,500円       |
|      |            | 上記以外の日 | 8,800円        |
|      | 1階席のみ使用    | 土曜日等   | 9,100円        |
|      |            | 上記以外の日 | 7,700円        |
| 小楽屋1 |            |        | 100円          |
| 小楽屋2 |            |        |               |
| 小楽屋3 |            |        |               |
| 小楽屋4 |            |        |               |
| 中楽屋1 |            |        |               |
| 中楽屋2 |            |        |               |
| 中楽屋3 |            |        |               |
| 大楽屋1 |            |        | 200円          |
| 大楽屋2 |            |        | 100円          |
| 大楽屋3 |            |        |               |

#### 備考

- 1 この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日という。
- 2 大ホール（ホワイエのみを使用する場合を除く。次項において同じ。）の使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円以上3,000円未満のときはこの表に掲げる額（以下この表において「基本額」という。）の1.5倍に相当する額、入場料金の額が3,000円以上5,000円未満のときは基本額の2倍に相当する額、入場料金の額が5,000円以上7,000円未満のときは基本額の2.5倍に相当する額、入場料金の額が7,000円以上のときは基本額の3倍に相当する額とする。
- 3 専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用する場合は、全席を使用した場合の基本額の2分の1に相当する額とする。
- 4 算出した使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

#### (2) 設備

##### イ 大ホール

| 区分   | 設備名       | 単位 | 使用料の額  | 加算額    |
|------|-----------|----|--------|--------|
| 舞台設備 | 音響反射板     | 一式 | 4,000円 | 1,300円 |
|      | オーケストラピット | 一式 | 4,420円 | 1,430円 |
|      | 所作台       | 一式 | 6,650円 | 2,160円 |
|      | 花道用所作台    | 一式 | 2,550円 | 820円   |
|      | 仮設鳥屋囲い    | 一式 | 510円   | 160円   |

|      |                              |    |         |        |
|------|------------------------------|----|---------|--------|
|      | 松羽目                          | 一式 | 1,730円  | 560円   |
|      | 平台                           | 1台 | 110円    | 30円    |
|      | 開き足、箱足、木台                    | 1台 | 50円     | 10円    |
|      | 演台                           | 一式 | 650円    | 210円   |
|      | 司会者台                         | 1台 | 330円    | 100円   |
|      | 金びょうぶ                        | 1双 | 1,320円  | 420円   |
|      | 銀びょうぶ                        | 1双 | 1,320円  | 420円   |
|      | 鳥の子びょうぶ                      | 1双 | 1,320円  | 420円   |
|      | 国旗                           | 1枚 | 100円    | 30円    |
|      | 県旗                           | 1枚 | 100円    | 30円    |
|      | つり<br>吊看板                    | 一式 | 500円    | 160円   |
|      | めくり台                         | 1台 | 110円    | 30円    |
|      | 人形立て                         | 1本 | 50円     | 10円    |
|      | リノリウム                        | 1枚 | 330円    | 100円   |
|      | 地がすり                         | 一式 | 730円    | 230円   |
|      | しゃ<br>紗幕                     | 一式 | 860円    | 270円   |
|      | ひ<br>緋毛せん                    | 1枚 | 120円    | 30円    |
|      | 紺毛せん                         | 1枚 | 120円    | 30円    |
|      | 長座布団                         | 1枚 | 220円    | 70円    |
|      | 高座用座布団                       | 1枚 | 220円    | 70円    |
|      | 上敷ござ                         | 1枚 | 110円    | 30円    |
|      | 指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者<br>用椅子を含む。） | 一式 | 310円    | 100円   |
|      | 演奏者用譜面台                      | 1台 | 90円     | 20円    |
|      | 演奏者用椅子                       | 1脚 | 100円    | 30円    |
|      | 譜面灯                          | 1台 | 70円     | 20円    |
|      | コントラバス用椅子                    | 1脚 | 110円    | 30円    |
|      | ピアノ椅子                        | 1脚 | 110円    | 30円    |
| ピアノ  | グランドピアノ（スタインウェイ）             | 1台 | 10,710円 | 3,480円 |
|      | グランドピアノ（ベヒシュタイン）             | 1台 | 6,000円  | 1,950円 |
| 映写設備 | ビデオプロジェクター                   | 一式 | 15,300円 | 4,970円 |
|      | スクリーン                        | 1張 | 1,730円  | 560円   |
|      | ブルーレイディスクプレーヤー               | 1台 | 1,200円  | 390円   |
|      | 移動用モニター                      | 1台 | 500円    | 160円   |
| 音響設備 | 拡声装置（ダイナミックマイクロホ<br>ン1本を含む。） | 一式 | 2,660円  | 860円   |
|      | つり<br>三点吊マイクロホン装置            | 一式 | 860円    | 270円   |
|      | 移動型スピーカー                     | 1台 | 350円    | 110円   |
|      | 移動型アンプ                       | 1台 | 510円    | 160円   |
|      | 16ch移動型ミキサー                  | 1台 | 1,520円  | 490円   |
|      | 32ch移動型ミキサー                  | 1台 | 3,040円  | 980円   |
|      | ダイレクトボックス                    | 1台 | 500円    | 160円   |
|      | コンデンサーマイクロホン                 | 1本 | 980円    | 310円   |
|      | ダイナミックマイクロホン                 | 1本 | 860円    | 270円   |
|      | ワイヤレスマイクロホン                  | 1本 | 1,050円  | 340円   |
|      | マイクロホンスタンド                   | 1本 | 250円    | 80円    |
|      | 録音再生機器                       | 1台 | 1,200円  | 390円   |

|      |                            |         |                |                |
|------|----------------------------|---------|----------------|----------------|
| 照明設備 | ボーダーライト                    | 1 列     | 1,050円         | 340円           |
|      | アップパーホリゾンライト               | 1 列     | 1,320円         | 420円           |
|      | ロアーホリゾンライト                 | 1 列     | 1,320円         | 420円           |
|      | サスペンションライト                 | 1 列     | 1,590円         | 510円           |
|      | ブリッジライト                    | 1 列     | 2,380円         | 770円           |
|      | フロントサイドスポットライト             | 1 区間    | 1,320円         | 420円           |
|      | 第1シーリングスポットライト             | 1 列     | 2,940円         | 950円           |
|      | 第2シーリングスポットライト             | 1 列     | 4,410円         | 1,430円         |
|      | トーメンタルスポットライト              | 1 基     | 650円           | 210円           |
|      | バルコニースポットライト               | 1 列     | 1,590円         | 510円           |
|      | フォロースポットライト                | 1 台     | 3,300円         | 1,070円         |
|      | ストリップライト                   | 1 台     | 120円           | 30円            |
|      | スポットライト（500ワット以下）          | 1 台     | 220円           | 70円            |
|      | スポットライト（500ワット超 1 キロワット以下） | 1 台     | 330円           | 100円           |
|      | スポットライト（1 キロワット超）          | 1 台     | 440円           | 140円           |
|      | パーライト                      | 1 台     | 330円           | 100円           |
|      | LEDパーライト                   | 1 台     | 550円           | 170円           |
|      | ムービングライト                   | 1 台     | 4,000円         | 1,300円         |
|      | エフェクトスポットライト用効果マシン         | 1 台     | 650円           | 210円           |
|      | 先玉                         | 1 個     | 160円           | 50円            |
|      | ミラーボール                     | 1 台     | 650円           | 210円           |
|      | 星球                         | 一式      | 650円           | 210円           |
|      | スモークマシン                    | 1 台     | 1,320円         | 420円           |
|      | 効果器                        | 1 台     | 650円           | 210円           |
|      | カラーフィルタ                    | 1 枚     | 150円           | 40円            |
|      | スタンド                       | 1 本     | 250円           | 80円            |
|      | ラダースタンド                    | 1 基     | 520円           | 160円           |
|      | 2連アーム                      | 1 本     | 200円           | 60円            |
|      | 平置きベース                     | 1 台     | 50円            | 10円            |
|      | 移動型調光ボックス                  | 1 台     | 230円           | 70円            |
|      | 据置型調光卓                     | 1 台     | 4,000円         | 1,300円         |
|      | 移動型調光卓                     | 1 台     | 4,000円         | 1,300円         |
| その他  | 持込み器具用電源設備                 | 1 キロワット | 1 時間当たり<br>60円 | 1 時間当たり<br>60円 |

## 備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用料の額並びに午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。
- 使用時間が第1項に定める時間帯に満たない場合であって指定管理者が必要があると認めて使用するときの使用料の額は、次のとおりとする。

| 区分   | 設備名   | 単位 | 1 時間当たりの使用料の額 |
|------|-------|----|---------------|
|      |       |    | 午前9時から午後10時まで |
| 舞台設備 | 音響反射板 | 一式 | 920円          |

|      |                          |    |        |
|------|--------------------------|----|--------|
|      | オーケストラピット                | 一式 | 1,020円 |
|      | 所作台                      | 一式 | 1,530円 |
|      | 花道用所作台                   | 一式 | 580円   |
|      | 仮設鳥屋囲い                   | 一式 | 110円   |
|      | 松羽目                      | 一式 | 390円   |
|      | 平台                       | 1台 | 20円    |
|      | 開き足、箱足、木台                | 1台 | 10円    |
|      | 演台                       | 一式 | 150円   |
|      | 司会者台                     | 1台 | 70円    |
|      | 金びょうぶ                    | 1双 | 300円   |
|      | 銀びょうぶ                    | 1双 | 300円   |
|      | 鳥の子びょうぶ                  | 1双 | 300円   |
|      | 国旗                       | 1枚 | 20円    |
|      | 県旗                       | 1枚 | 20円    |
|      | つり<br>吊看板                | 一式 | 110円   |
|      | めくり台                     | 1台 | 20円    |
|      | 人形立て                     | 1本 | 10円    |
|      | リノリウム                    | 1枚 | 70円    |
|      | 地がすり                     | 一式 | 160円   |
|      | しや<br>紗幕                 | 一式 | 190円   |
|      | ひ<br>緋毛せん                | 1枚 | 20円    |
|      | 紺毛せん                     | 1枚 | 20円    |
|      | 長座布団                     | 1枚 | 50円    |
|      | 高座用座布団                   | 1枚 | 50円    |
|      | 上敷ござ                     | 1枚 | 20円    |
|      | 指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。） | 一式 | 70円    |
|      | 演奏者用譜面台                  | 1台 | 20円    |
|      | 演奏者用椅子                   | 1脚 | 20円    |
|      | 譜面灯                      | 1台 | 10円    |
|      | コントラバス用椅子                | 1脚 | 20円    |
|      | ピアノ椅子                    | 1脚 | 20円    |
| ピアノ  | グランドピアノ（スタインウェイ）         | 1台 | 2,470円 |
|      | グランドピアノ（ベヒシュタイン）         | 1台 | 1,380円 |
| 映写設備 | ビデオプロジェクター               | 一式 | 3,530円 |
|      | スクリーン                    | 1張 | 390円   |
|      | ブルーレイディスクプレーヤー           | 1台 | 270円   |
|      | 移動用モニター                  | 1台 | 110円   |
| 音響設備 | 拡声装置（ダイナミックマイクロホン1本を含む。） | 一式 | 610円   |
|      | つり<br>三点吊マイクロホン装置        | 一式 | 190円   |
|      | 移動型スピーカー                 | 1台 | 80円    |
|      | 移動型アンプ                   | 1台 | 110円   |
|      | 16ch移動型ミキサー              | 1台 | 350円   |
|      | 32ch移動型ミキサー              | 1台 | 700円   |
|      | ダイレクトボックス                | 1台 | 110円   |
|      | コンデンサーマイクロホン             | 1本 | 220円   |

|      |                            |      |        |
|------|----------------------------|------|--------|
| 照明設備 | ダイナミックマイクロホン               | 1 本  | 190円   |
|      | ワイヤレスマイクロホン                | 1 本  | 240円   |
|      | マイクロホンスタンド                 | 1 本  | 50円    |
|      | 録音再生機器                     | 1 台  | 270円   |
|      | ボーダーライト                    | 1 列  | 240円   |
|      | アッパーホリゾントライト               | 1 列  | 300円   |
|      | ローアホリゾントライト                | 1 列  | 300円   |
|      | サスペンションライト                 | 1 列  | 360円   |
|      | ブリッジライト                    | 1 列  | 540円   |
|      | フロントサイドスポットライト             | 1 区間 | 300円   |
|      | 第1シーリングスポットライト             | 1 列  | 670円   |
|      | 第2シーリングスポットライト             | 1 列  | 1,010円 |
|      | トーマンタルスポットライト              | 1 基  | 150円   |
|      | バルコニースポットライト               | 1 列  | 360円   |
|      | フォロースポットライト                | 1 台  | 760円   |
|      | ストリップライト                   | 1 台  | 20円    |
|      | スポットライト（500ワット以下）          | 1 台  | 50円    |
|      | スポットライト（500ワット超 1 キロワット以下） | 1 台  | 70円    |
|      | スポットライト（1キロワット超）           | 1 台  | 100円   |
|      | パーライト                      | 1 台  | 70円    |
|      | LEDパーライト                   | 1 台  | 120円   |
|      | ムービングライト                   | 1 台  | 920円   |
|      | エフェクトスポットライト用効果マシン         | 1 台  | 150円   |
|      | 先玉                         | 1 個  | 30円    |
|      | ミラーボール                     | 1 台  | 150円   |
|      | 星球                         | 一式   | 150円   |
|      | スモークマシン                    | 1 台  | 300円   |
|      | 効果器                        | 1 台  | 150円   |
|      | カラーフィルタ                    | 1 枚  | 30円    |
|      | スタンド                       | 1 本  | 50円    |
|      | ラダースタンド                    | 1 基  | 120円   |
|      | 2連アーム                      | 1 本  | 40円    |
|      | 平置きベース                     | 1 台  | 10円    |
|      | 移動型調光ボックス                  | 1 台  | 50円    |
|      | 据置型調光卓                     | 1 台  | 920円   |
|      | 移動型調光卓                     | 1 台  | 920円   |

## ロ スタジオ及び練習室

| 区分 | 設備名          | 単位  | 使用料の額  | 加算額  |
|----|--------------|-----|--------|------|
| 共通 | 演奏者用譜面台      | 1 台 | 90円    | 20円  |
|    | コントラバス用椅子    | 1 脚 | 110円   | 30円  |
|    | 背ありピアノ椅子     | 1 脚 | 110円   | 30円  |
|    | 音響ユニット       | 一式  | 2,900円 | 940円 |
|    | 移動式スピーカー     | 1 台 | 330円   | 100円 |
|    | ダイナミックマイクロホン | 1 本 | 560円   | 180円 |
|    | ワイヤレスマイクロホン  | 1 本 | 810円   | 260円 |
|    | マイクロホンスタンド   | 1 本 | 250円   | 80円  |

|        |                          |         |                |                |
|--------|--------------------------|---------|----------------|----------------|
|        | ビデオプロジェクター               | 一式      | 1,010円         | 320円           |
|        | スクリーン                    | 1 張     | 300円           | 90円            |
|        | シャワー室                    | 1 室     | 500円           | 160円           |
|        | 持込み器具用電源設備               | 1 キロワット | 1 時間当たり<br>60円 | 1 時間当たり<br>60円 |
| スタジオ 1 | 簡易ステージ                   | 1 台     | 270円           | 80円            |
|        | 指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。） | 一式      | 230円           | 70円            |
|        | グランドピアノ                  | 1 台     | 5,350円         | 1,730円         |
|        | LEDパーライト                 | 1 台     | 550円           | 170円           |
|        | 調光操作卓                    | 一式      | 1,220円         | 390円           |
| スタジオ 2 | 簡易ステージ                   | 1 台     | 270円           | 80円            |
|        | リノリウム                    | 1 枚     | 160円           | 50円            |
|        | グランドピアノ                  | 1 台     | 3,050円         | 990円           |
|        | LEDパーライト                 | 1 台     | 550円           | 170円           |
|        | 調光操作卓                    | 一式      | 1,220円         | 390円           |
| 練習室 1  | グランドピアノ                  | 1 台     | 3,050円         | 990円           |
| 練習室 2  | アップライトピアノ                | 1 台     | 1,000円         | 320円           |
| 練習室 4  | ドラムセット                   | 一式      | 910円           | 290円           |
|        | キーボード                    | 一式      | 910円           | 290円           |
|        | ギターアンプ                   | 1 台     | 910円           | 290円           |
|        | ベースアンプ                   | 1 台     | 910円           | 290円           |
|        | 音響ユニット                   | 一式      | 3,560円         | 1,150円         |

## 備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前 9 時から正午までの間、午後 1 時から午後 5 時までの間及び午後 6 時から午後 10 時までの間の各 1 回当たりの使用料の額並びに午後 10 時から翌日の午前 9 時までの間の 1 時間当たりの使用料の加算額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1 キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は 1 キロワットとする。）により行うものとする。

## ハ 会議室

| 設備名        | 単位      | 使用料の額          | 加算額            |
|------------|---------|----------------|----------------|
| ビデオプロジェクター | 一式      | 1,010円         | 320円           |
| スクリーン      | 1 張     | 300円           | 90円            |
| 持込み器具用電源設備 | 1 キロワット | 1 時間当たり<br>60円 | 1 時間当たり<br>60円 |

## 備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前 9 時から正午までの間、午後 1 時から午後 5 時までの間及び午後 6 時から午後 10 時までの間の各 1 回当たりの使用料の額並びに午後 10 時から翌日の午前 9 時までの間の 1 時間当たりの使用料の加算額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1 キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は 1 キロワットとする。）により行うものとする。

## ニ 多目的スペース

| 区分 | 設備名        | 単位      | 使用料の額          | 加算額            |
|----|------------|---------|----------------|----------------|
|    | 持込み器具用電源設備 | 1 キロワット | 1 時間当たり<br>60円 | 1 時間当たり<br>60円 |

|              |        |    |        |      |
|--------------|--------|----|--------|------|
| ピロティ及びイベント広場 | テント    | 一式 | 1,300円 | 130円 |
|              | 折り畳み机  | 1台 | 200円   | 20円  |
|              | 折り畳み椅子 | 1脚 | 100円   | 10円  |
|              | 音響ユニット | 一式 | 2,360円 | 230円 |
|              | 水道     | 1口 | 420円   | 40円  |

## 備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から午後10時までの間の1回当たりの使用料の額及び午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

## (3) 施設の使用時間を超えて使用する場合の加算額

| 区分     |                      | 加算額                                              |
|--------|----------------------|--------------------------------------------------|
| 大ホール   | 午前7時から<br>午前9時まで     | (1)の表に定める午前9時から正午までの使用時間に係る金額を3で除した額に1.3を乗じた額    |
|        | 午後10時から翌日<br>の午前0時まで | (1)の表に定める午後6時から午後10時までの使用時間に係る金額を4で除した額に1.3を乗じた額 |
| 小楽屋1   |                      | 200円                                             |
| 小楽屋2   |                      |                                                  |
| 小楽屋3   |                      | 100円                                             |
| 小楽屋4   |                      |                                                  |
| 中楽屋1   | 全部使用                 | 200円                                             |
|        | 分割使用                 | 100円                                             |
| 中楽屋2   |                      | 100円                                             |
| 中楽屋3   |                      |                                                  |
| 大楽屋1   |                      | 300円                                             |
| 大楽屋2   |                      | 200円                                             |
| 大楽屋3   |                      |                                                  |
| スタジオ1  |                      | 1,800円                                           |
| スタジオ2  | 全部使用                 | 1,900円                                           |
|        | 分割使用                 | 900円                                             |
| 練習室1   |                      | 1,100円                                           |
| 練習室2   |                      | 500円                                             |
| 練習室3   |                      |                                                  |
| 練習室4   |                      | 100円                                             |
| 会議室1   |                      | 400円                                             |
| 会議室2   |                      |                                                  |
| 会議室3   |                      |                                                  |
| ロビー    |                      | 1平方メートル当たり 7円                                    |
| ピロティ   |                      | 1平方メートル当たり 1円                                    |
| イベント広場 |                      | 1平方メートル当たり 1円                                    |

## 備考

- この表に定める額は、午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの加算額である。
- (1)の表に定める使用時間を超えて大ホールを使用した場合であって、当該使用時間に係る使用料について同表の備考第2項の規定の適用を受けたとき（当該使用時間に対する許可に係る使用のため当該使用時間を超えて大ホールを使用した場合に限る。）は、当該使用時間を超えて使用した大ホールに係る使用料の加算額については、この表中「金額」とあるのは、「金額に同表の備考第2項の規定を適用した場合

に得られる額」とする。

- 3 (1)の表に定める使用時間を超えて大ホールを使用した場合であって、当該使用時間に係る使用料について同表の備考第3項の規定の適用を受けたとき（当該使用時間を超えて専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用した場合に限る。）は、当該使用時間を超えて使用した大ホールに係る使用料の加算額については、この表中「金額」とあるのは、「金額に同表の備考第3項の規定を適用した場合に得られる額」とする。

- 4 この表により算出した利用料金の加算額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(4) 冷暖房を使用する場合の加算額

| 区分   |            | 加算額    |        |
|------|------------|--------|--------|
|      |            | 冷房     | 暖房     |
| 大ホール | 全席使用       | 9,130円 | 9,130円 |
|      | 1階席及び2階席使用 | 7,300円 | 7,300円 |
|      | 1階席のみ使用    | 6,390円 | 6,390円 |

備考

- 1 この表に定める額は、1時間当たりの加算額である。
- 2 専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用する場合は、1階席のみ使用した場合の額とする。

2 適用期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

山形県告示第565号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 7 月 25 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
新庄市大字鳥越地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和 7 年 7 月14日から同年 9 月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

山形県告示第566号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 7 月 25 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
太鼓胴土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡真室川町大字大沢1380番地
- 3 認可年月日  
令和 7 年 7 月17日

山形県告示第567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、白川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和 7 年 7 月 25 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏名      | 住所                |
|----------|---------|-------------------|
| 理事       | 寒河江 美佐子 | 東置賜郡川西町大字小松1218番地 |
| 同        | 藤野 更織   | 西置賜郡飯豊町大字萩生531番地  |

**山形県告示第568号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和7年7月25日

山形県知事 吉村 美栄子

**1 農用地利用集積等促進計画の概要**

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地            |
|-----------------------|----------------|--------------------------|
| 朝日町                   | 9者             | 西村山郡朝日町大字和合字北又2679番ほか34筆 |
| 大江町                   | 33者            | 西村山郡大江町大字藤田字西原575番ほか138筆 |

**2 認可年月日**

令和7年7月17日

**山形県告示第569号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年7月25日

山形県知事 吉村 美栄子

**1 保安林予定森林の所在場所**

酒田市大蔵字石田13、14－1、14－2、17、110、112

**2 保安林指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種**

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第570号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年7月25日

山形県知事 吉村 美栄子

**1 保安林予定森林の所在場所**

西村山郡西川町大字大井沢字揚原2190－ 4、2190－ 7、2190－10、3019、字小檜原川3035－57

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、択伐による。

字揚原2190－ 7・3019・字小檜原川3035－57（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 7 月 25 日から同年 8 月 8 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 25 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 戸沢大蔵線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長      |
|--------------------------------------------|------|---------------------|----------|
| 最上郡戸沢村大字古口字本町1019番 7 から<br>同 上田表2787番 1 まで | 旧    | 25.8 メートル<br>} 11.7 | 808 メートル |
| 同 上                                        | 新    | 25.8 メートル<br>} 11.7 | 同 上      |
| 最上郡戸沢村大字古口字板敷2794番 5 から<br>同 上田表2787番 1 まで |      | 58.7 メートル<br>} 14.9 | 988 メートル |

教育委員会関係

規 則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 25 日

山 形 県 教 育 委 員 会

教 育 長 須 貝 英 彦

山形県教育委員会規則第 9 号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第 1 条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第12条第10項中「、勤務時間の開始の時刻から連続し、又は勤務時間の終了の時刻まで連続した」を削る。

第12条の 2 第 2 項中「介護時間は、1 日を通じ、勤務時間の開始の時刻から連続し、又は勤務時間の終了の時

刻まで連続した 2 時間（」を削り、「の規定による部分休業」を「に規定する第 1 号部分休業」に、「日に」を「日の介護時間に」に、「、当該」を「、1 日につき」に、「）を」を「を」に改める。

第13条の次に次の 1 条を加える。

（対象職員に対する措置を講じる期間）

第13条の 2 条例第16条の 4 第 2 項の県教育委員会が定める期間は、同項に規定する対象学校職員の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

別記様式第 6 号（第 1 面）及び（第 2 面）中

|    |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|
| 午前 | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |
| 午後 | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |

を

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |
| 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |

に

改め、同様式（第 3 面）中

|    |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|
| 午前 | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |
| 午後 | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |

を

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |
| 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |

に改める。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第 2 条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和31年 11 月県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「第13条」を「第13条、第13条の 2」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある第 1 条の規定による改正前の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則別記様式第 6 号の規定による用紙については、当分の間、使用することができる。

## 訓 令

### 山形県教育委員会訓令第18号

局 中  
教 育 機 関

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 7 月 25 日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

#### 職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の育児休業等に関する規程（令和 7 年 1 月県教育委員会訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「該当してしている」を「該当している」に改める。

別記様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号  
(表面)

年 月 日

山形県教育委員会 殿

所属職 氏 名

## 部 分 休 業 承 認 請 求 書

次のとおり部分休業の承認を請求します。

## 記

|            |                                  |                                  |                                  |     |
|------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----|
| 1 請求に係る子   | 氏 名                              |                                  |                                  |     |
|            | 続 柄 等                            |                                  |                                  |     |
|            | 生 年 月 日                          | 年                                | 月                                | 日生  |
| 2 請求の理由    | (部分休業が必要な事情を記入すること。)             |                                  |                                  |     |
| 3 請求する部分休業 | <input type="checkbox"/> 第1号部分休業 |                                  | <input type="checkbox"/> 第2号部分休業 |     |
| 4 請求期間及び時間 | 期 間                              |                                  | 時 間                              |     |
|            | 年 月 日から                          | <input type="checkbox"/> 毎 日     | 時 分～                             | 時 分 |
|            | 年 月 日まで                          | <input type="checkbox"/> その他 ( ) | 時 分～                             | 時 分 |
|            | 年 月 日から                          | <input type="checkbox"/> 毎 日     | 時 分～                             | 時 分 |
|            | 年 月 日まで                          | <input type="checkbox"/> その他 ( ) | 時 分～                             | 時 分 |
| 5 備 考      |                                  |                                  |                                  |     |

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（出産証明書、戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 「3 請求する部分休業」の欄の「第1号部分休業」とは、条例第33条第1項に規定する第1号部分休業をいい、「第2号部分休業」とは、条例第33条の2に規定する第2号部分休業をいう。
- 3 「4 請求期間及び時間」の欄は、必要に応じて、行を適宜追加すること。
- 4 該当する□にはレ印を記入すること。
- 5 部分休業の承認が、職員の申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

(裏面)

| 日付 | 休業の承認を取り消された時間 |       | 時間数 | 請求者<br>確 認 | 承認者<br>確 認 | 備 考 |
|----|----------------|-------|-----|------------|------------|-----|
|    | 時 分から          | 時 分から | 時間  |            |            |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 分   |            |            |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時間  |            |            |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 分   |            |            |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時間  |            |            |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 分   |            |            |     |

|  |                |                |         |  |  |  |
|--|----------------|----------------|---------|--|--|--|
|  | 時 分 分<br>時 分 分 | 時 分 分<br>時 分 分 | 時間<br>分 |  |  |  |
|  | 時 分 分<br>時 分 分 | 時 分 分<br>時 分 分 | 時間<br>分 |  |  |  |
|  | 時 分 分<br>時 分 分 | 時 分 分<br>時 分 分 | 時間<br>分 |  |  |  |
|  | 時 分 分<br>時 分 分 | 時 分 分<br>時 分 分 | 時間<br>分 |  |  |  |
|  | 時 分 分<br>時 分 分 | 時 分 分<br>時 分 分 | 時間<br>分 |  |  |  |
|  | 時 分 分<br>時 分 分 | 時 分 分<br>時 分 分 | 時間<br>分 |  |  |  |
|  | 時 分 分<br>時 分 分 | 時 分 分<br>時 分 分 | 時間<br>分 |  |  |  |
|  | 時 分 分<br>時 分 分 | 時 分 分<br>時 分 分 | 時間<br>分 |  |  |  |
|  | 時 分 分<br>時 分 分 | 時 分 分<br>時 分 分 | 時間<br>分 |  |  |  |
|  | 時 分 分<br>時 分 分 | 時 分 分<br>時 分 分 | 時間<br>分 |  |  |  |
|  | 時 分 分<br>時 分 分 | 時 分 分<br>時 分 分 | 時間<br>分 |  |  |  |
|  | 時 分 分<br>時 分 分 | 時 分 分<br>時 分 分 | 時間<br>分 |  |  |  |
|  | 時 分 分<br>時 分 分 | 時 分 分<br>時 分 分 | 時間<br>分 |  |  |  |
|  | 時 分 分<br>時 分 分 | 時 分 分<br>時 分 分 | 時間<br>分 |  |  |  |
|  | 時 分 分<br>時 分 分 | 時 分 分<br>時 分 分 | 時間<br>分 |  |  |  |

附 則  
この訓令は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 6－3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 7 年 7 月 25 日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則 6－3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則  
山形県人事委員会規則 6－3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。  
第 8 条第10項中「、勤務時間の開始の時刻から連続し、又は勤務時間の終了の時刻まで連続した」を削る。  
第 8 条の 2 第 2 項中「介護時間は、1 日を通じ、勤務時間の開始の時刻から連続し、又は勤務時間の終了の時刻まで連続した 2 時間（」を削り、「の規定による部分休業」を「に規定する第 1 号部分休業」に、「日に」を「日の介護時間に」に、「、当該」を「、1 日につき」に、「」を「を」を「を」に改める。  
第 9 条の次に次の 1 条を加える。  
（対象職員に対する措置を講じる期間）  
第 9 条の 2 条例第 9 条の 4 第 2 項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が 1 歳11か月

に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

別記様式第6号（第1面）及び（第2面）中

|    |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|
| 午前 | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |
| 午後 | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |

を

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |
| 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |

に

改め、同様式（第3面）中

|    |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|
| 午前 | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |
| 午後 | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |

を

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |
| 時 | 分 | ～ | 時 | 分 |

に改

める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の別記様式第6号の規定による用紙については、当分の間、使用することができる。